千葉市海外インバウンドツーリズム推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　千葉市は、インバウンドツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉市海外インバウンドツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）海外からのインバウンドツーリズムの推進にかかる施策の立案、実施及び進行管理に関すること。

（２）海外インバウンドツーリズムの推進に関する関係者の連絡調整に関すること。

（３）その他、海外インバウンドツーリズムの推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる機関に所属する者をもって組織する。

２　協議会の会長は、千葉市経済農政局経済部長の職にある者をもってこれに充てる。

３　会長に事故あるときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

２　会長は、必要に応じて会員以外の者を会議に出席させ、参考意見を求めることができる。

３　会議の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課において処理する。

（補足）

第６条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１１月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 株式会社千葉銀行 | 公益財団法人千葉市国際交流協会 |
| イオン株式会社 | 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー |
| 株式会社幕張メッセ | 千葉美容事業協同組合 |
| ホテルスプリングス幕張 | 幕張新都心ホテル協議会 |
| 神田外語大学 | 千葉市旅館ホテル協会 |
| 一般社団法人日本旅行業協会千葉支部 | NPO法人日本アジアハラール協会 |
| 日本貿易振興機構千葉貿易情報センター | メイドインジャパン・ハラール支援協議会 |
| 日本貿易振興機構アジア経済研究所 | ハラールメディアジャパン株式会社 |
| 千葉商工会議所 | そごう千葉店 |
| 一般社団法人千葉県バス協会 | 三井不動産商業マネジメント株式会社 |
| 公益社団法人千葉県観光物産協会 | 千葉県 |
| 公益社団法人千葉市観光協会 | 千葉市 |